

3 事業概要

(1) 企画振興課

ア 経営所得安定対策等

農業を足腰の強い産業としていくための産業政策の一環として、水田で麦、大豆、飼料用米、ホールクroppサイレージ用稲（以下「WCS 用稲」という。）等を生産する農業者に交付金を交付するとともに、地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携、畑地化による高収益作物等の定着を含め、産地づくりに向けた取組への支援等により、将来意欲のある農業者が自らの判断で作物を選択し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって、円滑に需要に応じた米の生産・販売に取り組むことのできるよう、環境整備を進めます。

令和5年度は、生産目安（面積換算値）6,168.8haの遵守に向けて取り組みます。

・水田活用の直接支払交付金	交付単価	定額	(国)
・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金	交付単価	定額	(国)
・畑作物の直接支払交付金	交付単価	定額	(国)
・畑地化促進事業	交付単価	定額	(国)
・畑作物産地形成促進事業	交付単価	定額	(国)
・コメ新市場開拓等促進事業	交付単価	定額	(国)
・経営所得安定対策等推進事業	補助率	定額	(国)
・飼料用米等拡大支援事業	交付単価	定額	(県)

イ 農産産地支援事業

米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、米の需給調整の推進と併せて、消費者ニーズに応えるために個性的な産地確立に取り組む営農集団等が行う農業機械・施設等の導入整備等を支援します。

補助率 1/3 以内（県）

ウ 農産物検査制度の適正かつ確実な実施の確保

農産物検査法に基づく巡回立入調査等を実施し、登録検査機関において農産物検査が適切に実施されているか確認します。

エ 食糧法に基づく米穀の適正流通に関する指導業務

改正食糧法に基づく立入検査等を実施し、飼料用米等の用途限定米穀の用途外使用の禁止など、米穀の適正流通に係る啓発、周知及び指導を行います。

*主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

オ 産地生産基盤パワーアップ事業

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組等を支援します。

補助率 1/2 以内 (国)

カ 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

本県農業産出額の約半分を占める園芸農業の生産力を強化拡大するため、ニーズに対応した産地の育成・活性化に必要な生産施設・省力機械等の整備を支援します。

また、老朽化等により生産性の低下した園芸用ハウスの改修等を支援し、産地の再生・発展を図ります。

- ・生産組織等の共同利用機械・施設等整備 補助率 1/3 以内 (県)
- ・認定農業者等の生産施設、省力化機械等整備 補助率 1/4 以内 (県)
- ・認定農業者等のスマート農業機械・装置等整備 補助率 1/3 以内 (県)

キ さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業

国内外ともに需要が急拡大する一方で、全国的に供給が不足しているさつまいもについて、生産・流通体制の強化に必要となる施設設備を支援します。

補助率 1/3 以内

ク 施設園芸等燃料価格高騰対策

施設園芸等産地において、より燃料価格の高騰による影響を受けにくい経営への転換を進めるため、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティーネットの構築を支援します。

ケ 生分解性マルチ緊急導入支援事業

農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援します。

補助率：2/3以内 (消費税は補助対象外)

補助上限：20,000円/10a以内かつ1団体あたり200万円以内

コ 園芸用廃プラスチック処理対策推進事業

施設園芸農家等から廃棄される園芸用廃プラスチック類の適正処理を図るため、各市町協議会に対して、その処理に要する経費を助成します。

補助率 処理経費 (89.6 円/kg) のうち 1/4 以内 (10 円/kg)

サ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業（畜産クラスター事業）

地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組（ハード、リース）を支援します。

また、クラスター計画認定・変更の支援、リース事業の情報提供を行います。

シ 家畜排せつ物の適正処理と資源利用の推進

畜産経営に起因する悪臭、水質汚濁、ふん尿処理の不適切等の畜産環境が問題となる中、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理のより一層の取組強化の指導・支援を図るとともに、“千葉県堆肥利用促進ネットワーク”を活用することにより耕種農家との連携により良質な家畜ふん堆肥の生産と利用を促進します。

ス 県産飼料自給体制整備事業

高騰する輸入粗飼料から国産飼料への転換を図り、粗飼料自給率の向上及び酪農経営の安定化を図るため、飼料生産に必要となる機械等の整備や二期作・二毛作の実施に対して支援します。

- ・機械の導入経費 補助率 1/3～1/2 以内（県）*補助率は飼料生産拡大面積によって変動
- ・二期作・二毛作に係る経費 補助率 定額 99,000 円/ha

セ 県産農産物の販売促進対策

「ちばエコ農産物」をはじめとする新鮮で安全・安心な県産農産物を県内及び国内外にPRすることにより、県産農産物の販売促進と消費拡大を推進します。

- ・千葉の農林水産物輸出促進事業（公募型） 補助率 1/2 以内（県）

ソ 「グリーン・ブルーツーリズム in ちば」推進事業

農林水産業に対する都市住民の理解促進や都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を図ります。

- ・直売所の安全・安心な農林水産物の販売に向けた研修会等の開催
- ・都市と農村の交流施設を核とした情報の共有・発信等

タ 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

補助率 3/10 以内（個人・法人を問わず上限 300 万円（条件を満たせば 600 万円））

（国）

*先進的農業経営確立支援タイプにおいては法人 1,500 万円、個人 1,000 万円

チ 農業経営多角化支援事業

農業者が経営多角化による所得向上を図るため、農業者や商工業者等と連携する経営多角化の取組について、加工・流通・販売等の新たな取組及び販売拡大を行う場合に必要となる加工機械・施設等の整備等に要する経費を助成します。

補助率 1/3 以内（県） *ただし、市町村が県の補助の 1/2 以上の補助をすること

ツ 集落営農加速化事業

集落営農に取り組む意欲のある集落における座談会、集落ビジョンの作成、先進地調査の実施、集落営農推進員の設置などにより総合的に支援し、集落営農組織の設立・育成の加速化を図ります。

テ 農業雇用条件改善推進事業

他産業に比べ雇用条件等の整備が遅れている農業に安定的に労働力を確保するため、就業規則や労働保険といった雇用条件等の整備と安全かつ快適な作業環境づくりに取り組み、新たに雇用を増加させる経営体に対して支援します。

補助率 定額（20 万円）（県）

ト 農業雇用労働力対策就業環境整備事業

多様な人材の確保・定着を図るため、農業法人等が新たに高齢者等を雇用する際に、被雇用者が安心して農作業に取り組むための休憩施設、更衣室等、就業環境の改善を目的とする施設の導入を支援します。

補助率 1/3 以内（法人） 1/4 以内（個人）

ナ 経営・就農相談窓口の設置

新規就農希望者に対し、就農関連情報等の提供及び新規就農に係るアドバイス等を行う相談窓口を設置します。

ニ 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金、経営発展支援事業）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（就農準備資金）及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金）を交付します。また、就農後の経営発展のために必要となる機械・施設等の導入を支援します（経営発展支援事業）。

- ・ 就農準備資金：就農時 49 歳以下の研修期間中の研修生
12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 2 年間（国）
- ・ 経営開始資金：就農時 49 歳以下の認定新規就農者
12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間（国）
- ・ 経営発展支援事業：就農時 49 歳以下の認定新規就農者
県支援分の 2 倍を国が支援（国の補助上限 1/2）

* 補助対象事業費上限 1,000 万円（経営開始資金の交付対象者は上限 500 万円）

ヌ 地域計画策定推進緊急対策事業

地域の農業者等の話合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿等を明確化する地域計画の策定に向けた取組を支援します。

補助率 定額（国）

ネ 機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速します。

- ・ 地域集積協力金交付事業（地域に対する支援）
機構への貸付割合により、13・16・22 千円/10a（国）

ノ 農業委員会交付金

農業委員会が農業委員会法規定の必須事務を円滑に処理するために、農業委員会職員の人件費等の一部を補助します。

補助率 定額（国） *国内示額を、各市町村の農家数、農地面積及び事務処理量に応じて配分

ハ 農地管理対策

「農業振興地域の整備に関する法律」及び「農地法」に基づき、農地の農業上の利用と農業以外の利用との調整を行い、優良農地の確保、農業環境の保全、土地の有効利用を図ります。

- ・市町農業振興地域整備計画の変更に係る調整
- ・農地法第4条及び第5条の農地転用許可（2ha以下）

ヒ 農業制度資金の審査

生産基盤の整備や経営規模の拡大などのため機械・施設等の整備に必要な制度資金（農業近代化資金及び農業改良資金）の活用推進と審査業務等を行います。

フ 環境保全型農業直接支払交付金

「環境にやさしい農業」を推進するため、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、予算の範囲内で交付金を交付します。

補助率 定額（国・地方）

ヘ 「環境にやさしい農業」推進事業

「環境にやさしい農業」に取り組む生産者団体等が実施する①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学合成農薬低減技術の導入に必要な機械・施設や資材の導入・整備に係る経費について支援します。

- ・機械・施設 補助率 団体1/2以内、個人（特認の機械のみ）1/3以内（県）
- ・資材・天敵 補助率 団体1/3以内（県）

ホ 「ちばエコ農業」の推進

農業の自然環境に与える負荷を軽減し、消費者の安心・安全へのニーズに応えるため、農薬や化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培を行う「ちばエコ農業」を推進します。

マ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機農業産地づくり推進事業）

有機農業の取組を推進するため、有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等に対して交付金を交付します。

補助率 定額

- ・有機農業実施計画の策定
- ・有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践
- ・飛躍的な拡大産地の創出
- ・都道府県推進

ミ みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定（旧エコファーマー認定）

「環境にやさしい農業」への取組を助長するため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」に基づく実施計画の認定制度を周知します。

ム ジャンボタニシ防除対策事業（地域ぐるみで取り組む総合防除対策推進事業）

本県で発生地域が拡大しているジャンボタニシに対し、地域が一体なで行う防除対策の推進を図るため、防除対策に係る経費等を助成します。

補助率 定額

- ・「地域防除対策協議会」の設置経費 50,000 円以内
- ・「地区推進員」の活動経費 60,000 円以内
- ・「防除対策推進ほ場」の設置経費
 - ① 食害防止対策 1,000 円～10,000 円/10a
 - ② 越冬防止対策 1,000 円/10 a
 - ③ 水路での貝密度低減対策 500 円/m 上限

メ 農薬安全使用・リスク管理推進事業（農薬取締法に基づく立入検査）

農薬使用者（農業者、ゴルフ場等）に対して立入検査を実施し、農薬の安全・適正使用の啓発を図ります。

[立入検査予定件数] 30 件

モ ちば食育活動促進事業

「第4次千葉県食育推進計画」に基づき、地域で取り組む食育推進の運営、地域における食育活動の促進を図ります。

- ・地域食育推進会議の開催
- ・地域食育活動交換会の開催

ヤ 食品表示、米産地情報の伝達等の適正化の推進

販売店等への巡回調査等を実施し、食品表示法に定める原産地表示など食品品質表示の適正化を図ります。また、米トレサビリティ法に基づき、米・米加工品の産地情報の記録と産地情報伝達の適正化を図ります。

[巡回調査指導予定件数] 食品表示法 7 件、米トレサ法 10 件

*米穀等の取引等の情報に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律